

こんな  
認められるのかな?

# 労働者求職者の皆様へ

こんな時は  
まずは、ご相談を!

困った  
おかしいな?

◆ 会社での困り事、職場でのトラブルに対し、一人で悩んだり抱え込まないで相談してみませんか。

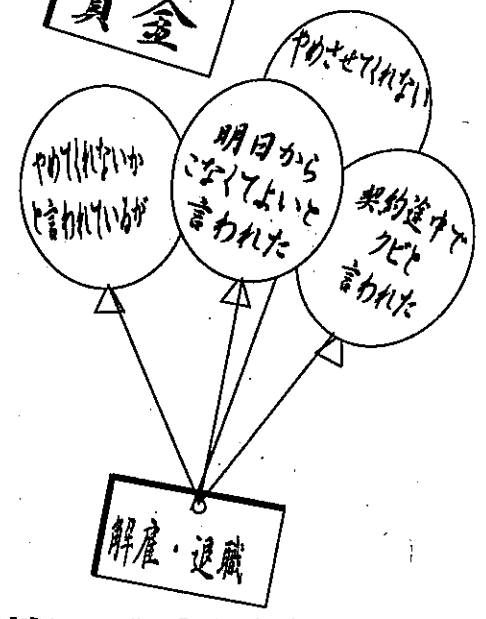
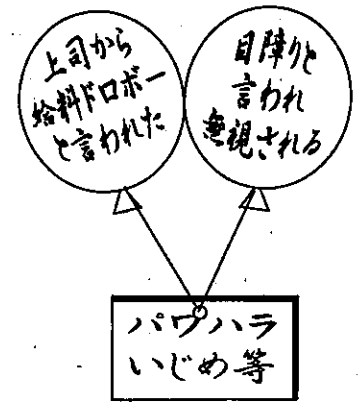
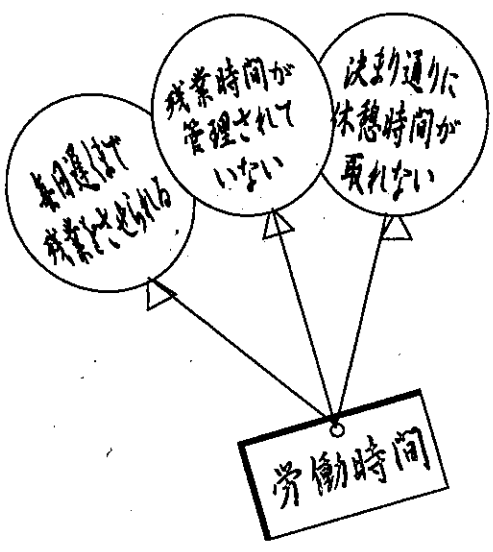
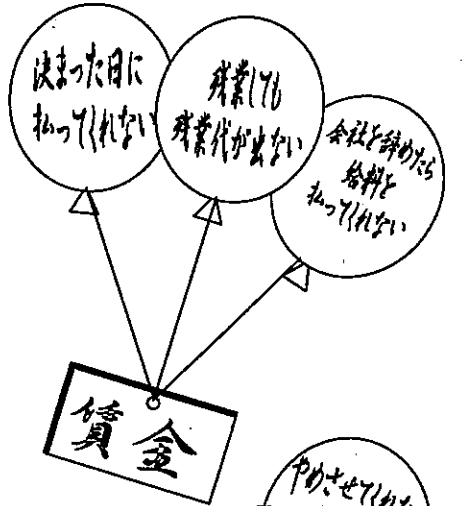
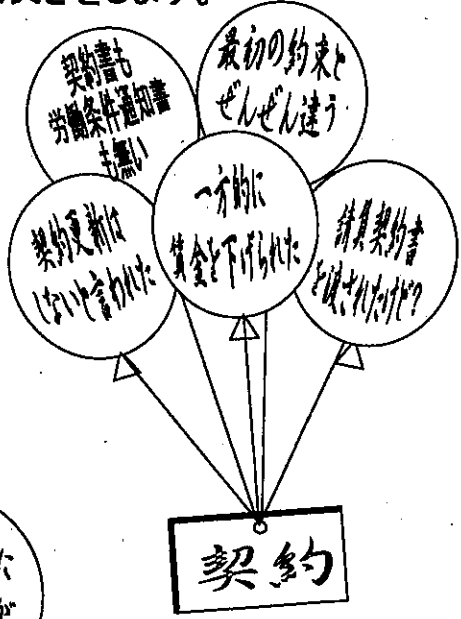
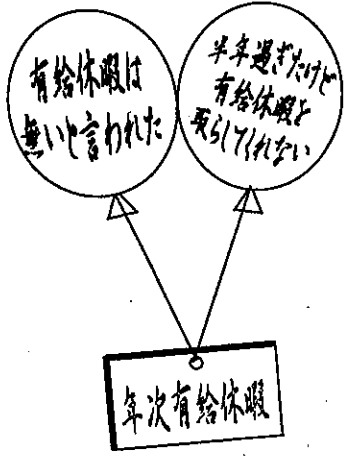


# 事業主の皆様へ

こんなことは  
ありませんか?

◆ 人を雇えばいろいろな責任が出ます。まずはお問い合わせください。

◇ 総合労働相談コーナーでは、お話を伺い、アドバイスや解決制度により解決を図ったり、担当機関・担当部署へのご案内や取次ぎをします。



これ以外でも、その他悩んでること、まずは相談してみませんか。

- ☆ 匿名でも結構です。
- ☆ 相談があった事や相談内容が他に漏れることはありません。

【福島労働局企画室・各労働基準監督署内 総合労働相談コーナー】

局企画室コーナー	024-536-4600	フリーダイヤル	0800-8004611		
福島コーナー	024-536-4610	郡山コーナー	024-922-1370	いわきコーナー	0246-23-2255
会津コーナー	0242-26-6494	須賀川コーナー	0248-75-3519	白河コーナー	0248-24-1391
喜多方コーナー	0241-22-4211	相馬コーナー	0244-36-4175	富岡コーナー	0246-35-0050

※月～金曜日 9:00～16:30 相談可能 (祝祭日、年始年末を除く)

# お勤めを始める皆様へ

労働契約を結ぶときは

労働条件をはっきりと確認し

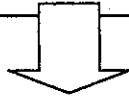
『労働条件通知書』を受け取りましょう！

これが原則

- 労働契約は口頭でも成立します。口約束でも「約束は約束」

しかし

- 使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他労働条件を  
書面等で明示しなければなりません。（労働基準法第15条）



特に、下記の事項については、書面での交付が義務付けられています

## 書面の交付による明示事項

- ① 労働契約の期間に関すること
- ② 仕事をする場所と仕事の内容に関すること
- ③ 仕事の始まりと終わりの時刻、残業（時間外労働）の有無、休憩時間、休日、  
休暇等に関すること
- ④ 賃金の決定、計算と支払い方法、賃金の締切りと支払い時期に関すること
- ⑤ 退職に関すること（解雇の事由を含む）

\* 就業規則に当該労働者に適用される条件が具体的に定められている限り、その労働者に適用される部分を明確にしたうえで就業規則を交付した場合は、同じ事項を明示する必要はない。